

「酒類における有機等の表示基準」の一部改正（案）の概要

1 現行制度の概要

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号）においては、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機農畜産物加工酒類（以下「有機農畜産物等」といいます。）を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」（以下「有機等」といいます。）の表示基準及び遺伝子組換え農産物等を原料として製造した酒類における遺伝子組換えに関する表示基準を定めています。

有機等の表示基準については、「有機加工食品の日本農林規格」（平成17年農林水産省告示第1606号）の基準等に準拠して策定しており、また、遺伝子組換えに関する表示基準については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食料品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成12年農林水産省告示第517号）の加工食品の規定を準用しております。

2 改正の背景及び主な改正事項

(1) 酒類における遺伝子組換えに関する表示の対象農産物の追加

ハワイ産の遺伝子組換えパパイヤについて、平成23年12月1日に厚生労働省から安全性審査の手続が終了した旨の告示がなされており、これにより、遺伝子組換えパパイヤを原料とした酒類の製造が可能となったことから、別表3の酒類における遺伝子組換えに関する表示の対象農産物に「パパイヤ」を追加します。

(2) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準の改正

農林水産省において「有機加工食品の日本農林規格」の改正が行われることから、酒類に関連する事項について、以下のとおり改正を行います。

- ① 原材料として使用する有機以外の農畜産物等については、有機農畜産物等の入手が困難な場合に限り使用できるよう厳格化します。
- ② 有機格付けされたものを一般飲食物添加物として使用する場合は、有機原料としてカウントできることを規定します。
- ③ 別表2の薬剤については、有機農畜産物加工酒類へ直接使用するものでないこと

から、組換えDNA技術を用いて製造したものを除外する条件を廃止します。

- ④ 有機農畜産物加工酒類の製造や保管を行っていない期間には、製造場内等の病害虫の防除に別表2以外の薬剤を使用できることを規定します。

(3) 有機農畜産物加工酒類の製造に使用できる食品添加物及び薬剤の見直し

農林水産省において「有機加工食品の日本農林規格」の改正が行われることから、酒類に関連する事項について、以下のとおり改正を行います。

- ① 削除する食品添加物・・・DL-酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム
- ② 削除する薬剤・・・植物油及び動物油、ゼラチン、カゼイン、こうじかび菌由来の発酵産物、シイタケ菌糸体抽出物、クロレラ抽出物、キチン、ミツロウ、珪酸塩鉱物、ベントナイト、食用に用いられる植物の抽出物
- ③ 追加する薬剤・・・カプサイシン

【参考】 新旧対照表は別紙のとおりです。